

令和6年度えひめスポーツ推進企業募集要綱

(目的)

第1条 従業員（当該従業員の家族を含む。以下同じ。）のスポーツ実施に積極的に取り組む県内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「企業等」という。）をえひめスポーツ推進企業として賛同を募り、広く県民に周知することで、企業におけるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツに対する社会的気運の醸成を図ることを目的とする。

(要件)

第2条 えひめスポーツ推進企業は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 企業等でスポーツの実施を推進することに賛同し、次のいずれかの取組を実施していること。
 - ア 従業員等を対象としたウォーキング等のスポーツイベント
 - イ クラブ活動への助成
 - ウ 朝の一斉体操
 - エ レクリエーションスポーツ体験又は障がい者スポーツ体験
 - オ ウォーキングリフレッシュ休憩
 - カ 社屋内階段利用の推進等のスポーツの啓発活動
 - キ その他スポーツの実施を推進する取組
- (2) 取組の実施内容、導入手順、運用方法等について公表可能であること。
- (3) 過去3年間に於いて労務管理、労働災害、労働関係法令等に違反する事実がないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等若しくは社会運動等標榜ゴロでない者又はこれらの者でなくなってから5年が経過していない者が役員にいないこと。

(申込み)

第3条 賛同する企業等は、えひめスポーツ推進企業賛同申込書（様式第1号）により県に申込みを行うものとする。

- 2 応募期間は令和6年5月1日から令和7年3月7日までとする。ただし、必要に応じ当該期間を延長することができる。

(賛同証の交付)

第4条 県は、前条の申込みのあった企業等に対し、その内容を審査し、適当と認められる場合にはえひめスポーツ推進企業賛同証（様式第2号）を交付するものとする。

(変更の届出)

第5条 賛同企業は、企業等の名称、所在地又は第2条第1号の取組の内容に変更があったときは、速やかにえひめスポーツ推進企業申込内容変更届（様式第3号）を県に届け出るものとする。

(辞退)

第6条 えひめスポーツ推進企業が第2条各号の要件を満たさなくなったとき又は賛同の意思を失ったときは、えひめスポーツ推進企業賛同辞退書（様式第4号）を県に提出するものとする。

(賛同の取消し)

第7条 県は、賛同企業が第2条各号の要件を満たさなくなった場合は、賛同を取消すことができる。

(電磁的記録媒体による手続)

第8条 第3条の規定によるえひめスポーツ推進企業賛同申込書、第5条の規定によるえひめスポーツ推進企業申込内容変更届及び第6条の規定によるえひめスポーツ推進企業賛同辞退書は、これらの書面の提出に代えて、これらの書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 令和4年度えひめスポーツ推進企業募集要綱（令和4年10月5日制定）及び令和5年度えひめスポーツ推進企業募集要綱（令和5年9月27日制定）第4条の規定によるえひめスポーツ推進企業として賛同に係る申込み及び同要綱第5条の規定による賛同証は、この要綱第3条第1項の規定による申込み及び同要綱第4条の規定による賛同証とみなす。